

- 利用対象者は障がい者団体、障がい児・者及びその支援者、障がい福祉サービス事業所、岡崎市及び幸田町在住の一般の方になります。
※支援者は原則、障がい児・者1名に対して1名以下とします。
重度の障がい児・者に対する支援者についてはご相談ください。
- こども発達センター又は友愛の家が業務で使用しない時のみご利用いただけます。
- 利用目的をお伺いさせていただきます。※内容によってはお断りする場合がございます。
- 各部屋の定員人数を越えてのご利用は出来ません。
- 利用時間は9時～21時までです。(月曜日、祝日休み)
- 申請された終了時刻には清掃・消毒・職員の確認を済ませた後、施設から退出できるようにしてください。
- 登録・予約・料金支払いはこども発達センター総合受付(開館時間9時～17時15分・日曜日、祝日休み)で申し込み頂けます。
※こども発達センターが休館日の時は友愛の家(開館時間9時～21時・月曜日、第3日曜日休み)で申し込みできます。
※予約のみインターネットからも可能です。又ご予約は先着順となります。
- 満18歳未満の方は登録、料金お支払い、還付の手続きをする事が出来ません。
- 満18歳未満の方のみのご利用はお断りさせて頂いております。
※必ず満18歳以上の方の付き添いをお願いいたします。
- 障がい児・者及び障害福祉サービス事業所の方は3ヶ月先の末日まで、一般の方は1ヶ月先の末日までご予約が出来ます。
- あいち共同利用型施設予約システムのIDをお持ちの方は、こども発達センターの追加登録が必要です。
- ご予約・料金お支払い・キャンセルは利用日の5日前までとなります。
※5日前までにお支払頂けない場合は、キャンセルさせていただきますのでご注意ください。
※利用日の5日前までにキャンセルの申し出を頂ければ、お支払頂いた料金をご返金させていただきます。障がい者の個人及び団体の場合、当日の開始時刻前までのキャンセルについても返金対象とさせていただきます。
- ご返金の際は領収書(原紙)、利用証(原紙)、身分証明書をお持ち下さい。
※紛失しますとご返金が出来ない場合があります。
※こども発達センター総合受付のみ対応いたします。
- 体育館、エントランスでの食事は禁止です。
※飲み物は可能です。
※食事場所が必要な場合はご相談ください。

□駐車場は体育館棟前に20台ございます。

※満車の場合は友愛の家の駐車場をご利用できます。その際は友愛の家の受付にご連絡下さい。(70台)

□利用日当日は料金支払い時にお渡しした利用証を必ずお持ち下さい。

※利用証がないと利用をお断りする場合がございます。やむを得ずご持参頂けない場合はご連絡下さい。

□体育館棟利用のルールを使われる全員の方に周知して頂くようお願いいたします。

※担当者の方が代わられる時は、次の方に申し送りと、変更届の手続きをお願いいたします。

□体育館のみ1コマまでの利用制限がございます。

※詳細は緑の用紙をご覧ください。

※1コマの制限以上のご予約は出来ません。前月22日以降になれば予約可能となります。

例】

障がい枠の場合

4月 7月の予約1枠可能

5月 7月の追加予約不可(8月の予約は1枠可能)

6月 6月21日まで7月の追加予約不可(9月の予約は1枠可能)

6月22日から窓口でのみ7月の追加予約が可能

7月 追加予約が可能

一般枠の場合

4月 5月の予約1枠可能

4月22日から窓口でのみ5月の追加予約が可能

5月 追加予約が可能

□体育館で利用できる競技及び貸出物品は、別紙「体育館利用可能競技・貸出物品一覧表」をご覧ください。

□体育館の貸出備品のご利用は、インターネットでもご予約が可能です。

※ただし研修室、調理室の貸出備品は窓口もしくはお電話でお願いいたします。

□車いす・ベビーカーは車輪を雑巾などで拭いてから、体育館の中にお入りください。

※雑巾は持参でお願いいたします。

□体育館にイスや机の準備はありません。運動で使用する場合はご自身でご用意ください。

□利用規則、利用ルール等従っていただけない場合や、管理者が管理上支障があると認められた時は、こども発達センターの利用を制限する場合や禁止をすることがあります。

□上記について説明を受けました。規則やルールを守って利用し、記載にない場合でも必要時は職員の指示に従います。